

県行政センターの見直し

静岡県

人口：3,775,903 人

面積：7,780.03 km²

取組の概要

県内 9 地域に設置していた県行政センターでは、「防災」、「地域振興」、「旅券発給」、「各種相談」等の多岐にわたる事務を所管し、市町村の支援・補完と連絡調整機能を果たしていた。

合併に伴う市町村の広域化等に対応し、行政サービスを効果的、効率的に提供するため、平成 17 年 4 月に「防災」、「地域振興」、「県民サービス」等の機能別に地域防災局、地域支援局、県民生活センターの 3 機関を 4 地域に新設した。

機関を設置しなかった 5 地域には、県民サービス機能の維持のため、旅券発給を行う旅券センター及び各種相談を行う県民相談室を設置した。

取組の紹介

1 取組の背景

(1) 見直しの背景

① 市町村合併の進展

市町村合併の進展に伴い、県内の市町村数は、出先機関の見直し方針を策定した平成 16 年 10 月時点の半数程度になり、平成 19 年度までに 2 つの政令指定都市が誕生する見通しであった。

② 行政改革の推進

合併による市町村の規模・能力の拡大に応じた権限委譲や行政組織の簡素化、効率化など、行政改革の一層の推進が求められていた。

(2) 見直しの考え方

① 市町村の広域化や権限委譲の状況を踏まえながら、合併後の市町村との連携を強化し、業務を効率的に執行できる簡素で効率的な行政組織を構築する。

- ・ 政令指定都市や中核市に移管する事務量を考慮し、組織を再編統合
- ・ 同一の市町村を複数の本所・支所が所管する場合に組織を再編統合
- ・ 集約化、広域化により効率性が向上する場合に組織を再編統合

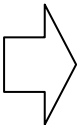
- ② 東海地震発生時等における災害応急体制の充実強化や地域振興、市町村支援体制の確保など、県が担うべき役割・機能を強化する。
- ③ 専門性や利便性の高いサービス提供体制を整備する。

2 取組の具体的内容

平成 17 年 4 月 1 日より、以下のとおり組織再編を実施した。

- ・ 東海地震発生時等における災害応急体制を強化するため、専任の防災組織として、地域防災局を賀茂、東部、中部、西部の 4 地域に新設
- ・ 市町村の広域化、事務の効率化等に対応しながら、地域振興の調査企画、市町村との連絡調整、市町村支援などに迅速な対応ができるようにするため、本庁総務部に賀茂地域支援局、東部地域支援局、中部地域支援局及び西部地域支援局を置き、それぞれ、下田、東部、藤枝及び中遠の各総合庁舎に常駐の幹部職員及びスタッフを配置
- ・ 各種相談、旅券発給等の県民サービス提供の拠点として県民生活センターを賀茂、東部、中部、西部の 4 地域に設置
- ・ 旅券発給の窓口として、4 地域の県民生活センターに加え、熱海、富士、藤枝、中遠、北遠の各総合庁舎に旅券センターを設置
- ・ 消費生活相談、県民相談及び労働相談等については、4 地域の県民生活センターに集約化し、専門性の向上、サービスの迅速化、効率化を図るとともに、熱海、富士、藤枝、中遠、北遠の各総合庁舎には県民相談室を設置

【組織新旧対象表】

(改 正 前)			(改 正 後)		
県 行 政 セ ン タ ー	防災対策		地域防災局	4 箇所 (賀茂、東部、中部、西部)	防災対策
	地域振興 市町村連絡調整		地域支援局	4 箇所 (賀茂、東部、中部、西部)	地域振興 市町村連絡調整
	各種相談		県民生活センター	4 箇所 (賀茂、東部、中部、西部) ※旅券センター、 県民相談室 (熱海、富士、藤枝、 中遠、北遠)	各種相談
	旅券発給				旅券発給
9 箇所 (伊豆、熱海、東部、富士、中部、志太榛原、中遠、北遠、西部)					

3 取組の効果

- ・ 地域防災局の設置により、平常時、災害時ともに地域の防災対策の中核となることが可能となった。
- ・ 地域支援局の設置により、地域振興の調査企画、市町村との連絡調整、市町村支援などに迅速な対応が可能となった。
- ・ 消費生活相談、県民相談及び労働相談等を 4 県民生活センターに集約することにより、専門性の向上、サービスの迅速化、効率化が図られた。
- ・ 旅券発給等の県民サービス機能については、「旅券センター」及び「県民相談室」を設置することで、サービスの維持が可能となった。
- ・ 集約効果等により 20 人の削減につながった。

4 取組中の課題・問題点

- ・ 災害時における「9 支部体制」が「4 方面本部体制」に移行したことから、特に支部が廃止される地域における災害応急体制の確保充実
 - 地域担当を明確にし、発災時には地域担当で構成する支援班を市町村本部の運営支援に直ちに配備できる体制を整えるなど、災害応急体制の機能低下を招かない措置をとった。
- ・ 県民サービス機能の維持・向上
 - 県民にとって身近な旅券発給事務や各種相談窓口については、サービス旅券センター及び県民相談室を設置することで、従前と変わらない機能を確保した。

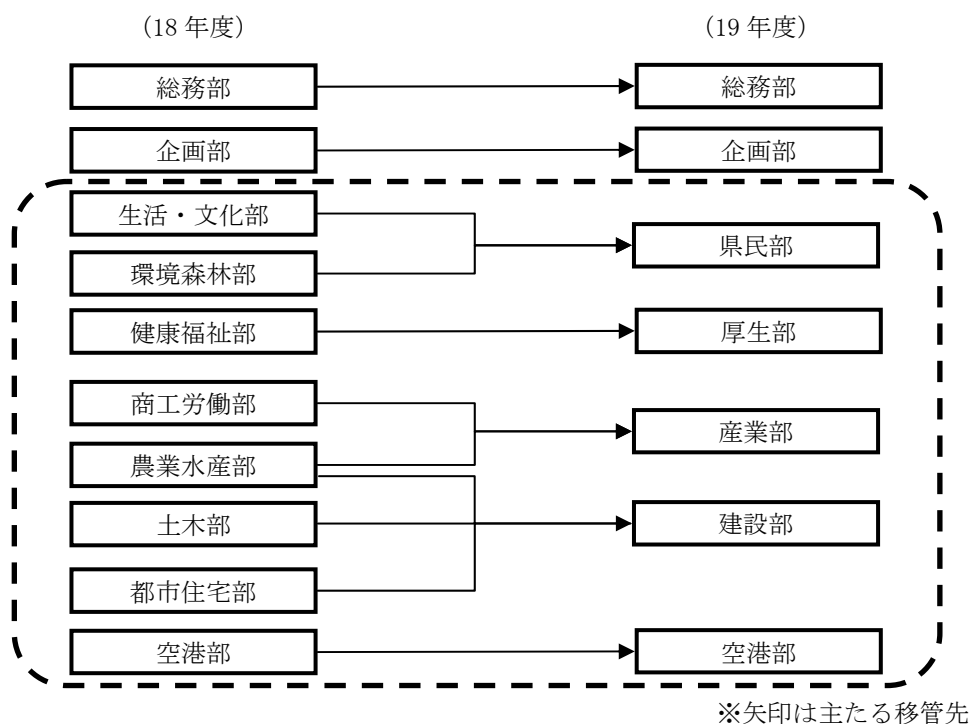
5 住民の反応・評価

- ・ 地域防災局が置かれない地域の住民から継続設置を望む声があったが、地域担当を明確にし、発災時には地域担当で構成する支援班を市町村本部の運営支援に直ちに配備できる体制を整えるなど、災害応急体制の機能低下を招かない措置をすることで理解を得た。
- ・ 県民サービス機能の維持・向上に努めた結果、再編に係る批判的な反応はほとんどなかった。

6 今後の課題

- ・ 本庁組織の在り方の検討を踏まえた見直し
 - 市町村合併などの進展に対応して、新たに県に求められる広域的課題や行政需要に的確に対応するため、19 年 4 月に本庁組織を改編予定である。
 - 本庁事業執行部門を 8 部から 5 部に

【組織新旧対象図】



【新しい部の理念】

- ① 協働の「県民部」
 - ・ 「くらし」「文化」「環境」に恵まれた、豊かな県民生活を築くため、県民との「協働」を推進する。
 - ・ 県民に対する「総合窓口機能」を担う。(県民のこえ室、県民サービスセンター)
- ② 安心の「厚生部」
 - ・ 誰もが参画できる地域社会を目指し、保健・福祉・医療の一体的支援を行う。
 - ・ 障害者・高齢者などの事情に応じた「安心社会」づくりを総合的に支援する。
- ③ 活力の「産業部」
 - ・ 一次産業から三次産業まで通じた「産業活力日本一づくり」を目指して、産業全般の振興、研究開発、マーケティング等を一元的に支援する。
 - ・ 就業支援部門の一元化による多角的な就業支援と、本県産業を支える雇用環境の創出、担い手の育成に関する施策を推進する。
- ④ 利便の「建設部」
 - ・ 「生活」と「産業」を支える社会基盤の整備を推進する。
 - ・ 道路、砂防・治山、港湾等の基盤整備や、森林整備、生活排水対策を一元的に実施する。
 - ・ 県土利用に関する企画機能を一元的に担う。

（参考）当該取組内容の関連ホームページ

<http://www.pref.shizuoka.jp/soumu/sm-17/>

担当部署：総務部行政改革室